

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例の制定に伴い、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（以下「県条例」という。）適用除外に係る規定を整備する。

2 改正の理由

（１）県条例の適用除外規定

県条例第２７条で、この条例の規定と同等以上の効果を期待できる条例を市町村が制定した場合は、規則で定める（規則第２９条）ところにより当該県条例の規定についてはその市町村の区域には適用しないとしている。

（２）適用除外項目

新たに制定された、「半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成２６年半田市条例第６号）」（平成２６年６月１日施行。以下「半田市条例」という。）については、県条例第９条の説明会の開催に係る規定（産業廃棄物処理施設の設置等に係る部分に限る。）について、県条例と同等以上の効果を期待することができるものと認められるので、県条例の規定のうち当該部分を適用除外とする。

3 改正の内容

（規則第２９条の改正）

半田市条例により、半田市の区域について、県条例第９条の説明会の開催に係る規定（産業廃棄物処理施設の設置等に係る部分に限る。）を適用除外とする規定に改める。

4 施行期日

公布の日（平成２７年３月２４日）

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(適用除外に係る市町村の条例等)

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次の表の上欄に掲げ

第二十九条 同上

るとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平成十五年名古屋条例第六十八号)の項から瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年瀬戸市条例第十二号)の項まで 略</p>	<p>半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例(平成二十六年半田市条例第六号) 春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年春日井市条例第三十号)の項以下 略</p>
--	---

<p>同上</p>	<p>同上</p>
-----------	-----------